

主な要望先

- ・ 農林水産大臣
- ・ 経済産業大臣
- ・ 厚生労働大臣
- ・ 国土交通大臣
- ・ 福島県選出国会議員
- ・ 東京電力（株）

東日本大震災に関する要望書

平成23年4月8日

福島県町村会
会長 浅和 定次

福島県町村議会議長会
会長 鈴木 巖

3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、激しい揺れと、その後襲ってきた大津波によって、多くの家屋、そして尊い命が失われるなど、深刻な被害をもたらしました。

加えて本県においては、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により原子力非常事態が宣言され、半径20km以内の住民には退避指示が、20km～30km以内の住民には、自主的な避難が促されており、現在、8万5千人余におよぶ住民の方々が不慣れた避難所等での生活を強いられています。さらに、発電所周辺地域以外の県内外においても、放射線量等が平常値を大きく上回り、水道水・野菜の摂取・出荷制限を行わざるを得ないなど、広域的に被害が拡大しており、県民の不安は極限に達しております。

ついては、大地震・大津波によって生じた被害に対し速やかな災害復旧が行えるよう、そして、原子力発電所事故によって生じている様々な被害に対する補償等について、国が責任をもって対処されるよう、下記のとおり強く要望いたします。

記

I. 震災復興のための特別措置法の成立等について

1. 地域の自主的な復興が困難な状況にあり、国による全面的な支援を必要としていることから、震災復興や被災者救済のための特別措置法を早急に成立させるとともに、必要となる財源を確実に確保すること。
2. 今回の震災による被害は、地域住民の生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与え、我が国経済にも多大な影響を及ぼしていることから、住民生活の安定と農林水産業、商工業、観光等サービス業などすべての産業の復興に対して、十分な支援を行うこと。

II. 激甚災害法対象の拡大について

今回の震災は、激甚災害の指定を受けているが、甚大な被害を受けた施設には、激甚災害法の適用を受けない「農業集落排水施設」や「水道施設」等もあり、復旧には多大な費用を要することから、激甚災害法の対象範囲を拡大すること。

また、「激甚災害法」の対象となる施設にあっても、復旧には多大な費用を要することから、地元負担を軽減する財政支援策を講じること。

III. 復旧対策に要する財政措置

1. 特別交付税による十分な措置を講じること。
2. 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。

IV. 原子力災害対策について

1. 国を挙げて一刻も早く事態を収束させること。
2. 今回の事故は、一企業の責任だけではなく、原子力政策を推進してきた国の責任も非常に大きいことから、原子力災害に対する補償については、国がすべてを対応する特別立法を行うこと。なお、原子力災害に対する補償等は、避難指示区域（20 km圏内）、自主的な避難を促された区域（20 km～30 km圏内）、またそれら以外の地域に対しても区別することなく同一とすること。

3. 避難住民等に対する支援について

- (1) 避難先における住民の多様な要請に応え、生活の質の向上が図られるよう、教育・医療・介護機会等の確保を図ること。
- (2) 自主的な退避を促されている地域において残留を希望する住民の日常生活に必要な燃料油・生活物資・医療福祉サービス等の確保を図ること。
- (3) 避難生活の長期化が予想されることから、仮設住宅の建設について十分な支援を行うこと。

4. 農畜産物被害等に対する補償について

- (1) 農畜産物の出荷・摂取制限及び風評被害により被害を受けている農業・酪農・畜産等経営者並びに関連事業者に対し、速やかに補償条件を明示するとともに、今後の再生産・事業活動に支障が生じないように、十分な補償、支援をすること。
- (2) 農畜産物、水道水、大気、河川・海水に対する検査基準と範囲・方法を明確にするとともに、特に農畜産物等の摂取・出荷制限にあたっては、国として統一した対応をとること。また、放射性物質の測定、被ばく実態の把握など検査体制の強化を図るため、スクリーニング等検査機器の増設を図り、安全・安心を確保するための情報公開を徹底し、迅速かつ正確な情報提供を行い、流通機関や消費者、住民の不安解消、風評被害の防止に努めること。
- (3) 農畜産物生産者の不安を解消するためにも、早急に農地の土壌検査を実施するとともに、国として今後の米や野菜の作付けに対する指針を示すこと。
さらに、放射性物質の影響が残る農地に対しては、作付しなくとも補償の対象とすること。

5. 役場機能の回復と対応策に係るマニュアルの作成について

原子力発電所事故により本県の8町村が県内・県外に住民と一緒に役場機能に移していることから、役場機能の回復と対応策に係るマニュアルを作成すること。

V. 雇用の確保について

今回の震災・原子力発電所事故の影響により、本県においては、現在公表されているだけでも58,000人以上が失業する可能性があると言われており、また、内定取り消しや採用延期も増えている。

今後、原子力発電所事故が長引くようなことになれば、その数はさらに増えることが容易に予想されるところである。

については、被災者、避難者の生活の安定を図るため、雇用の確保を着実に実施すること。

VI. 災害廃棄物の処理について

今回の震災によるがれきを全て処理するためには、3～5年の期間を要すると言われている。

国においては、処理に係る費用を全額負担する方針を打ち出し、また、撤去にあたっての対応策等についても示したところであるが、具体的な処理方法については、「指針を示していかなければならない」と述べるにとどまっている現状である。

については、地域によって状況が違ふということを理由とすることなく、国として早急に具体的な処理方法に係る指針を示すこと。